

島根県訪問看護支援センターの開設について

1. 訪問看護の現状・課題

近年、医療的なケアが必要な方が、入院から在宅へ移行していること、地域医療構想に基づく病院の機能分化・病床数の削減等により、在宅医療のニーズが高まっている。

医療的なケアが必要な方が、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりのため、在宅医療体制の強化推進が重要となるが、医療と生活の両方の橋渡しとなる訪問看護は、その中核となる役割を担っている。

一方で、県内の訪問看護を行う事業所では、訪問看護師確保、人材育成、経営安定化、労務管理などの点に課題を抱えているが、規模が小規模かつ偏在しているなどの事情から、これらの課題解決を各事業所の自助努力のみで図っていくことは困難な状況。

県では、生涯にわたって、地域で安心して暮らすための在宅医療の体制を目指す上で、課題解決のための手法について関係者と議論を重ねてきた。

2. 訪問看護に対する県の支援の経過

- ・平成21年度 訪問看護における課題、支援等を検討するため、外部有識者による「島根県訪問看護支援検討会」を設置、実態調査を実施
- ・平成22年度 実態調査の結果を踏まえて、訪問看護業務支援事業等を開始以降、訪問看護支援のための事業（各種研修会、普及啓発等）を徐々に拡充するとともに、一部業務を島根県看護協会に委託在宅医療・介護の充実等の観点から、健康福祉部内において包括的センター設置に向けた検討を開始
- ・平成29年度 島根県訪問看護支援検討会において、包括的センター設置に向けた検討を開始
- ・平成30年度 島根県看護協会において、日本看護協会の「訪問看護総合支援センター試行事業」を用いて検討
- ・令和3年度 島根県看護協会内に「島根県訪問看護支援センター」を開設することを決定
- ・令和4年度

3. 島根県訪問看護支援センターの開設趣旨

訪問看護に係る様々な課題に対して総合的に取り組み、地域における訪問看護提供体制の安定化を図る拠点として、「島根県訪問看護支援センター」を令和5年4月に開設することとした。

センター開設にあたっては、看護師の職能団体である島根県看護協会に対して、これまで県が直営で行っていた訪問看護支援業務の一部を新たに業務委託することにより、同協会が有する人的ネットワーク、経験等も活用しながら、訪問看護師の確保・育成から事業所の経営支援までを一元的に行う体制を整えた。

今後は、「島根県訪問看護支援センター」を中心として、医療機関、行政機関等の関係機関とも連携しながら、効率的・重層的に訪問看護の推進を図る。

4. 設置場所

公益社団法人島根県看護協会内（同協会に業務委託）

5. 開設日

令和5年4月1日

6. 施設概要

(1) 業務内容

- ① 人材確保・定着支援
新卒等訪問看護師の育成
潜在看護師確保の取組
- ② 訪問看護の質の向上
訪問看護師養成講習会
身体診察技法の実技研修 等
- ③ 経営・運営支援
事業所及び県民向け相談窓口の設置
- ④ 普及啓発
訪問看護を広く知つてもらうためのPR活動

(2) スタッフ体制

5名（センター長、訪問看護事業担当者）

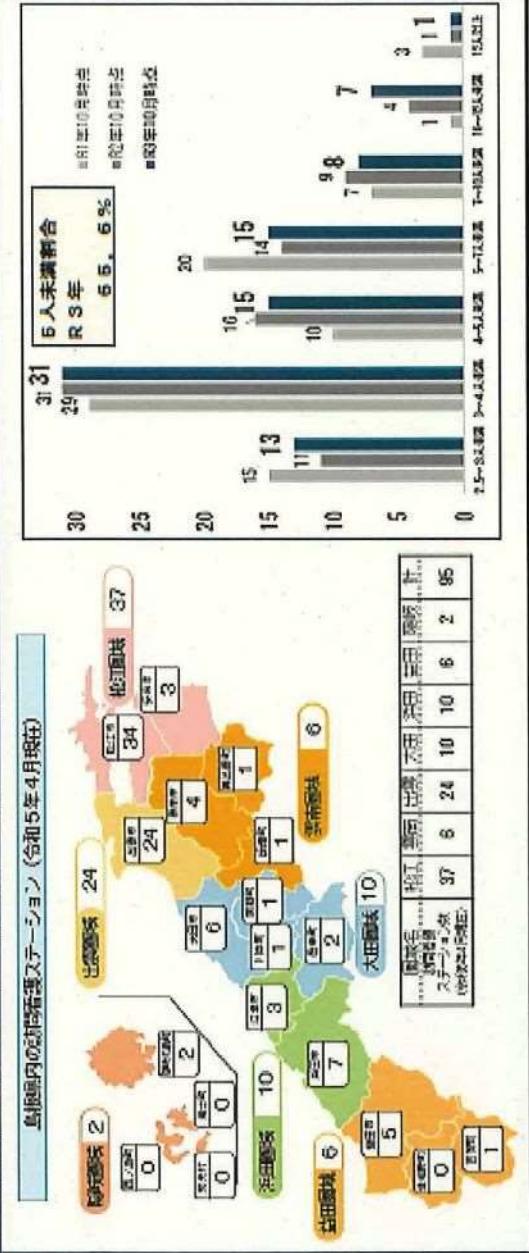
訪問看護の総合的な支援

1. 現状・背景

- 医療的なケアが必要な方が、病院（入院）から在宅へ移行
 - 何らかの疾患有する在宅療養者（子ども～高齢者）の増加
 - 難病、ターミナル、在宅酸素等
 - 医療的ケア児の増
 - 精神障がい者の地域移行への推進
- 地域医療構想に基づく病院の機能分化・病床数の削減
 - 慢性期の入院患者の一部、医療依存度の低い入院患者を在宅医療等に移行
 - 病院間、病院と診療所、医療と介護連携（急性期、回復期、療養期、看取り）
- 診療所の減少や医師の高齢化
 - この10年で、病院 54カ所 ⇒ 47カ所
 - 診療所 746カ所 ⇒ 705カ所
 - 特に一般診療所数は、松江圏域以外で減少傾向

2. 訪問看護の課題と対応

(1) 訪問看護を行う事業所が小規模かつ偏在



(2) 訪問看護師の確保育成

- 一人での訪問に必要な知識・技量の習得
- 在宅生活を視野に入れた幅広い視点が必要
- 小規模事業所が多く、組織的に養成しにくい（医療、介護、生活）
- 訪問看護に申し住民等は理解する機会が少ない（事業所単位では困難）

鳥取県訪問看護支援センター
(委託先:鳥取県看護協会)



在宅医療の
ニーズの高まり

訪問看護

訪問診療

訪問看護の総合的な支援

～ 訪問看護支援センター イメージ図 ～

目標：医療的なケアが必要な方も、
住み慣れた地域で安心して
暮らせる地域づくり



訪問看護の質の向上



島根県

- 推進基盤 <島根創生計画、保健医療計画、介護保険事業支援計画 等>
- 推進体制 <島根県訪問看護支援検討会 等>

1. 人材確保 ・定着支援

- 潜在看護師の確保

2. 訪問看護の質の向上

- キャリアアップ支援

3. 経営・運営支援

- 運営・経営基盤整備事業

4. 普及啓発

- 島根県の広報媒体
を活用した普及啓発

- 訪問看護師の確保

- 段階的なキャリア形成ができる
体制の構築
- ニーズに応じた研修プログラムの
実施
- 訪問看護ステーション・病院相互
の理解促進

- 啓発活動

島根県
訪問看護
ステーション
協会

連携

島根県訪問看護支援センター
(委託先：公益社団法人 島根県看護協会)



【島根県訪問看護センター構想】

訪問看護に係る様々な課題に対し総合的に取り組み、地域における訪問看護提供体制の安定化を図る拠点として
「島根県訪問看護支援センター」を開設、関係機関(※)と連携し効率的・重層的に訪問看護を推進する

※関係機関＝医療機関、行政機関、教育機関など

島根県

令和5年4月
開設

訪問看護支援センター

島根県内の在宅療養環境の充実を図るため
訪問看護支援センターを島根県看護協会内に設置しました

訪問看護師の 人材確保

- ・新卒等訪問看護師の育成
- ・潜在看護師確保の取組み

訪問看護師の 質の向上

- ・訪問看護師養成講習会
- ・フィジカルアセスメント研修
- ・訪問看護管理者研修
- ・訪問看護ステーション・病院相互研修等

訪問看護 支援の4つの柱

経営・ 運営支援

- ・県民・事業所向けの
相談窓口の設置

普及啓発

- ・訪問看護を広く知って
もらうためのPR活動

島根県訪問看護支援センター(島根県委託事業)

TEL 0852-61-4331

FAX 0852-25-3157



相談窓口のご案内

県民の皆様へ
事業所等の皆様へ



訪問看護に関する相談をお受けしています(無料)

相談内容

【県民の皆様】

- ・訪問看護等在宅ケアの利用に関すること
- ・在宅療養および介護に関すること

【訪問看護の関係者の皆様】

- ・訪問看護師の人材確保に関すること
- ・訪問看護師の育成(研修等)
- ・訪問看護ステーションの事業運営
- ・訪問看護に関する制度・報酬

相談窓口の利用方法

- ・島根県看護協会ホームページの「訪問看護相談窓口」
入力フォームよりメールでお問い合わせください

*回答には数日のお時間を頂くことがあります。
あらかじめご了承ください。



島根県訪問看護支援センター ☎ 0852-61-4331

FAX 0852-25-3157 E-mail houkan@shimane-kango.or.jp

〒690-0049 松江市袖師町7-11 公益社団法人島根県看護協会